白石市公告第１４２号

入　　札　　公　　告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月６日

白石市長　山　田　裕　一

１　条件付一般競争入札に付す事項

（１）工事名　　令和８年度　健康センターほか４箇所照明LED化改修工事

（２）工事場所　　白石市大手町　地内ほか

（３）工事概要　　LED化工事

①健康センター３階　　照明器具７７箇所改修
②介護予防センター　　避難誘導灯３台、照明器具６0箇所改修
③白石城　　電球４７個、照明器具９箇所改修
④武家屋敷　　電球８個、蛍光灯５本、照明器具8箇所改修
⑤小十郎プラザ　　電球６個、照明器具４箇所改修

（４）工期　　契約日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）から令和９年２月２６日まで

（５）支払条件　　前金払４０％以内、中間前金払２０％以内及び残額竣工払い
（当該工事の請負代金額が１，０００万円未満の場合は中間前払金はなし。）

（６）入札方式　　条件付一般競争入札

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

白石市の令和７・８年度競争入札参加資格が承認された者で、次に掲げるすべての要件を満たす者であること

（１）白石市内の本店・支店または営業所等を登録している者であり、「電気工事業」に係る建設業の許可を受けていること。

（２）白石市競争入札参加資格登録の等級が、電気工事Ｂ等級以上に属すること。

（３）次に該当する技術者を工事現場に配置できること。
①入札の参加申請があった日の前日までに、電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

（４）配置する技術者は、入札の参加申請があった日の前日から起算して、３月以上前から当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。

（５）地方自治法施行令第１６７条の４に該当しないこと。

（６）白石市から建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和６１年白石市告示第３２号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（７）当該工事に係る仕様書、設計図書を閲覧していること。

（８）白石市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成２０年白石市告示第８３号）別表１各号に該当するものでないこと。

※入札参加希望者は閲覧前に財政課から現場説明閲覧調書を受け取り、閲覧後、財政課に提出又は市ホームページ掲載されている仕様書、設計図書を閲覧後、現場説明閲覧調書を入札参加資格承認申請書とあわせて提出すること。
提出がない場合は、入札に参加出来ません。

３　設計図書等の閲覧

当該工事に係る仕様書、設計図書等を閲覧に供する。

（１）閲覧の期間及び時間
令和８年１１月６日(金)から令和８年１１月２０日(金)まで
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）
（但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（２）閲覧場所

白石市役所３階　財政課前又は市ホームページ
希望者には、当該工事に係る仕様書、設計図書等を貸出しする。

４　設計図書等に対する質問について
設計図書等について質問があるときは、閲覧場所に備え付け又は市ホームページに掲載されている質問書に記入し、持参又はFAX等により財政課に提出すること。なお、回答書はFAXにより質問者に送付し、質問者を伏せたものを閲覧に供する。
（１）質問の受付期間及び時間
令和８年１１月６日(金)から令和８年１１月１７日(火)まで
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
（２）回答の閲覧期間及び時間
令和８年１１月６日(金)から令和８年１１月２０日(金)まで
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く）
但し、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

５　入札参加資格の確認
（１）申請書類等
入札参加を希望する者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を２部（正本１部、副本１部）を提出し、入札参加資格審査及び資格承認を受けなければならない。
①　入札参加資格承認申請書（様式１）
②　上記①の申請書に次の書類を添付すること。
イ　建設業法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査結果通知書及び建設業許可通知書の写し（資料１）
ロ　配置予定技術者の資格免許等を記載した書面及び資格免許が確認できる書類等の写し（資料２）
ハ　配置予定技術者の雇用関係を証明する書類（雇用保険資格取得等確認通知書等）の写し（資料３）
（２）入札参加資格承認申請書の受付期間及び提出場所
①　受付期間　令和８年１１月６日(金)から令和８年１１月１９日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前９時から午後４時（正午から午後１時までを除く。）までとする。
②　提出場所　白石市総務部財政課契約係(〒９８９−０２９２　宮城県白石市大手町１番１号)。提出方法は、上記提出先への持参並びに一般書留又は簡易書留による郵送（郵送の場合は、受付期間内での必着）とする。
③　申請書類の交付　市ホームページよりダウンロードすること。
（３）入札参加の審査等
不適格者についてのみ、令和８年１１月２０日(金)午後５時までにFAXにより申請者に通知する。

６　入札執行の日時及び場所
（１）日　　時　　令和８年１１月２４日(火)　午前１０時００分
（２）場　　所　　白石市役所３階　第３会議室

７　入札保証金
入札保証金は免除する。

８　入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者（指名停止中の者も含む）のした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

９　工事内訳書の提出について
（１）初度の入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
（２）工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、工種・数量・単価・金額等を最低限記載すること。なお、工種については設計書の内容に対応していること。

１０　最低制限価格

本公告の工事については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。そのため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となる。

１１　落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。なお、当該最低制限価格より低い価格で入札した者は、再度の入札に参加することができない。

（２）入札回数は３回を限度とする。

（３）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に該当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）郵送、電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。

１２　契約保証金

落札者は、契約書提出と同時に白石市建設工事執行規則第２２条の規定に基づき、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付し又は提供すること。

１３　その他

（１）入札参加者は、白石市入札参加心得を熟読し、遵守すること。

（２）議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年白石市条例第９号）の規定に該当するときは、市議会の議決を経てから契約の効力が生ずることとなるため、それまでは仮契約の締結を行う。

（３）その他不明な点についての照会先は次のとおり

白石市総務部財政課契約係

電話０２２４－２２－１３３２

FAX ０２２４－２４－４８６１

現　場　説　明　事　項

１．工　事　名　　令和８年度　健康センターほか４箇所照明LED化改修工事

２．工 事 場 所　　白石市大手町　地内ほか

３．工 事 概 要　　別冊仕様書、設計図書のとおり

４．一般的事項

白石市建設工事執行規則（昭和４０年９月２８日規則第８号）及び関係法令等を遵守すること

５．工　　期　　契約日の翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）から
令和９年２月２６日まで

６．検　　査

白石市建設工事検査規程（平成２年６月４日訓令甲第４号）に基づく検査を行う。

７．請負代金の支払方法

前金払４０％以内、中間前金払２０％以内及び残額竣工払い
（当該工事の請負代金額が１，０００万円未満の場合は中間前払金はなし。）

８．保 証 関 係

１）入札保証金　　免除する。

２）契約保証金　　次に指示する事項のいずれかとする。
（１）契約保証金（契約金額の１０％以上・１円未満切り捨て）の納付
（２）以下に掲げる担保（契約保証金相当額とする）の提供
イ）金融機関等の保証
ロ）保証事業会社の保証
（３）以下に掲げる免除要件の成立（保証金額は、契約保証金相当額とする）
イ）市を被保険者とする履行保険契約に係る保険証券の提出
ロ）公共工事履行保証証券の提出

９．公正入札違約金

契約締結後において談合の事実が明らかとなった場合は、請負者から請負代金の１００分の２０に相当する額を公正入札違約金として徴収するものとする。

10. 事 務 分 担

事業担当課	建設課
現説及び入札執行担当課	財政課
工事監理担当課	建設課

11. 閲覧用仕様書、設計図書等の貸出し

１）仕様書、設計図書等の貸出を財政課窓口で行う。
２）貸出期間は、翌日１７時００分までとする。
３）閲覧会場備え付けの書類は持ち出さないこと。

12. 閲 覧 者 確 認

閲覧調書に記名押印のうえ、財政課窓口に提出。同時に仕様書、設計図書等の借用を希望する場合は申し出ること。ただし、貸出希望者が複数の場合は、貸出期間を調整のうえ制限することがありますのでご了承願います。

市ホームページで閲覧した場合も同様に閲覧調書に記名押印のうえ、財政課へ提出すること。

13. 質問事項及び回答

質問がある場合は、別紙様式に質問事項を記入し、公告の質問締切日時までに財政課へ持参又はFAX等で提出のこと。回答は、質問者へ個別へ行うほか、質問者の商号又は名称を伏せた状態で、公告で示した日時まで閲覧場所で公開します。

財政課　FAX　０２２４－２４－４８６１